

「かぶり厚さの規程を適用しない構造方法を定める告示」に対する意見  
(日本建築学会材料施工委員会・鉄筋コンクリート工事運営委員会)

(対象法令名及び対象部分：

建築基準法施行令第79条および関連告示第1372号)

鉄筋コンクリート造における鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、構造耐力、耐久性および耐火性の観点から確保される必要があります。今回の「かぶり厚さの規定を適用しない構造方法を定める告示」(建築基準法施行令第79条および関連告示第1372号)の改正の背景として、現在広く行われているコンクリート以外の材料を用いた鉄筋コンクリート造の補修工事の際に、かぶり厚さが確保されているか否かの法的根拠を明確化することが改正の大きな動機であると聞き及んでおります。改正によって、鉄筋コンクリート造の構造耐力、耐久性および耐火性が損なわれるような事態が生じないように、また条文の解釈をめぐって混乱を生じさせないように慎重な対応をお願い致します。

今回の改正の骨子は、以下のようにまとめられると考えられます。

- (1) 建築基準法施行令第79条第1項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の構造部分として、耐久性および強度が確保されたプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材以外にポリマーセメントモルタルまたはエポキシ樹脂モルタルでかぶり厚さを確保したものを加える。
- (2) 告示1400号で不燃材料として規定されているモルタルに、ポリマーセメント比が一定の値以下のポリマーセメントモルタルを含める。
- (3) 告示1399号の耐火構造例示仕様において、鉄筋コンクリート造は部材厚さの最小値のみが規定されているが、建築基準法施行令第79条第1項等の規定にも適合するものとする。

上記の改正点に対して次のような疑問があります。

- (1) ポリマーセメントモルタルは、補修工事において必要な接着性を確保するためにある程度以上のポリマーセメント比にしていますが、一方不燃材料の規定に適合させるためにはポリマーセメント比を小さくしなければなりません。その結果、接着性に劣るポリマーセメントモルタルしか使用できないことになり、剥落の可能性が増加し、外壁や天井では人命に危害を及ぼす危険性があります。
- (2) 部分的な断面修復(パッチング)にはエポキシ樹脂モルタルが多く用いられていますが、エポキシ樹脂モルタルは不燃材料ではないので部分的にも使用できなくなります。庇、バルコニー、共同住宅の外廊下等の上げ裏や先端部分では接着性のことを考慮するとエポキシ樹脂モルタルによる補修が適当であると考えられますが、このような場合の取扱いはどうなるのでしょうか。

- ( 3 ) 広範囲に大きくかぶり厚さが不足している場合の補修工事では、コンクリートを打足す工法を採用すべきだと考えられますが、このような場合でも所定のかぶり厚さまでポリマーセメントモルタルを塗り重ねる工法を使用してよいのでしょうか。モルタルの塗厚の上限を規定しておかなくてもよいのでしょうか。
- ( 4 ) 告示 1 3 9 9 号の耐火構造例示仕様にかぶり厚さの規定を盛り込むことによって、不燃材料として認定されないポリマーセメントモルタルやエポキシ樹脂モルタルでかぶり厚さ不足を補修したものは除外されることとなりますが、耐火被覆等を設けてルート B またはルート C で耐火性を確認すれば使用してよいのでしょうか。その場合の確認の方法として、耐火構造例示仕様の構造と比較すればよいのでしょうか。
- ( 5 ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の関係告示「日本住宅性能表示基準」(以下品確法)との関係についてはどうなるのでしょうか。品確法では、コンクリートの水セメント比別に最小かぶり厚さが規定されておりますが、ポリマーセメントモルタル等を塗った場合のかぶり厚さの考え方を整理しておく必要があります。

以上、要するにコンクリート以外の材料を用いて鉄筋コンクリート造のかぶり厚さを確保しようとする場合に、それが部分的であるか全面的であるかによって技術的な評価が大きくわかれま  
す。現行の建築基準法施行令におけるかぶり厚さの規定およびかぶり厚さの規定を適用しない構  
造方法を定める告示を望ましい方向に改正されようとする事について評価致しますが、技術的  
な評価と法律との擦り合わせを適切にすることが重要と考えます。

以上